



発行 東京都

目次

告示

- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………
- ……………(都市整備局市街地整備部区画整理課) ……
- 建築基準法による道路位置の指定……………
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課) ……

公告

- 東京海区におけるそでいか漁業の制限……………
- ……………
- 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出……………
- ……………(生活文化局都民生活部管理法人課) ……
- 東京都指定給水装置工事事業者の指定……………
- ……………(水道局) ……
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………
- ……………(同) ……

告示

●東京都告示第六十五号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十  
九条第一項の規定に基づき野津田東土地区画整理組合の事  
業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、  
次のとおり告示する。

令和元年五月二十九日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称  
野津田東土地区画整理組合

二 事業施行期間  
平成十年五月二十一日から令和二年三月三十一日まで

三 施行地区  
町田市野津田町字松葉、綾部前、袋、川島、袋ノ上の  
各一部

四 事務所の所在地  
町田市野津田町千五十八番地

五 設立認可の年月日  
平成十年五月二十一日

六 変更認可の年月日  
令和元年五月二十九日

●東京都告示第六十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」  
という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のと  
おり道路の位置を指定した。  
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置  
いて縦覧に供する。

令和元年五月二十九日

東京都多摩建築指導事務局長

金子 博

指定に係る道  
路の種類

指定年月日

指定に係る道  
路の位置

指定に係る道  
路の延長及び  
幅員(単位メ  
ートル)

法第四十二条

平成三十一

昭島市大神町

延長

第一項第五号 年四月二十 四丁目二百六 二四・五六  
の規定による 五日 十六番十五の 幅員  
道路 一部 四・〇〇

告示 (海区漁調)

●東京漁調指示第五号

東京海区(小笠原海域に限る。)におけるそでいか漁業  
(以下「この漁業」という。)について、漁業法(昭和二  
十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基  
づき、次のとおり指示する。

令和元年五月二十九日

東京海区漁業調整委員会

会長 有元 貴文

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。

総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業

(承認操業)

二 総トン数五トン以上の船舶を使用して、この漁業を操  
業しようとする者は、船舶ごとに東京海区漁業調整委員  
会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければな  
らない。

(一) 承認の対象船舶及び隻数

ア 対象船舶

東京都小笠原支庁に備え付ける漁船原簿に登録さ  
れているものとする。

イ 隻数

最高限度は、四十五隻とする。

(二) 漁具の制限

- ア この漁業の操業に使用する針数は、幹糸一本当たり十本以内とする。
- イ 立て縄釣り及びたる流し釣りを操業する場合は、三十組以内とする。
- ウ たるを連結する場合は四たる以内とし、連結総延長は三百メートル以内とする。
- (三) 承認書の備付け  
この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船舶ごとに委員会が交付した承認書を備え付けなければならない。
- (四) 操業実績報告書の提出義務  
この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに令和二年七月三十日までに委員会が別に定める操業実績報告書を委員会に提出しなければならない。
- (取扱要領)  
三 この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。
- (指示の有効期間)  
四 この指示の有効期間は、令和元年七月一日から令和二年六月三十日までとする。

公 告

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十三條第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二

十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和元年五月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 特定非営利活動法人きらめき未来塾
- 二 代表者の氏名 住川 雅洋
- 三 主たる事務所の所在地 東京都新宿区西新宿六丁目六番二二号

---

- 一 名称 特定非営利活動法人福祉送迎サービス・杉並
- 二 代表者の氏名 長谷川 靖子
- 三 主たる事務所の所在地 東京都杉並区清水三丁目二十七番二二号

---

- 一 名称 特定非営利活動法人シェアⅡ国際保健協力市民の会
- 二 代表者の氏名 本田 徹、仲佐 保
- 三 主たる事務所の所在地 東京都台東区東上野一丁目二十番六号 丸幸ビル五階

令和元年五月二十九日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

指定番号	商号	代表者	住所	指定年月日
九八三六	株式会社 永田設備	永田 慎一	町田市忠生一丁目二十八番地十六	平成三十一年三月二十六日
九八三七	株式会社 エス・エス	上村 進一	大田区東矢口三丁目十番七号	同日
九八三八	エーアイ設備サービス	伊藤 晃広	清瀬市中里五丁目百一番地八	同日
九八三九	藤江設備	藤江 喜人	埼玉県川口市赤井四丁目二十九番一	同日
九八四〇	横尾設備	横尾 和昭	神奈川県相模原市南区磯部三百三十一番地九	同日
九八四一	良心サービス	師田 昭洋	足立区新田三丁目三十五番二十一	同日
九八四二	株式会社 Free Japan	久野 雅夫	新宿区西新宿四丁目二十九番四号	同日
九八四三	庄山設備	庄山 由記	足立区南花ス一〇三	同日

九八四四	瑞テクノ株式会社	下里 淳	神奈川県川崎市宮前区東有馬一丁目九番十号	同日
九八四五	株式会社日本工業所	佐藤 拓	神奈川県横浜市南区六ツ川二丁目十番地十三	同日
九八四六	昭和公司	荻込 伸治	埼玉県新座市新堀一丁目八番四十一号	同日
九八四七	株式会社ザイマツクスアルファ	吉本 健二	中央区築地一丁目十三番十号	同日
九八四八	株式会社ALIT 相模原営業所	佐藤 英康	神奈川県相模原市南区磯部九百九十番地	同日
九八四九	北悠工業	北方 真司	東村山市青葉町二丁目二十三番地九十九	同日
九八五〇	株式会社嘉賀設備	中島 嘉之	足立区加賀一丁目二十二番十四号	同日
九八五一	株式会社i.C.O	徳永 光宏	中野区中央四丁目十九番八	同日
九八五二	株式会社三栄設備工業	赤津 正造	福生市加美平一丁目五番地三十二	同日
九八五三	中津設備	中川 克彦	町田市玉川	同日

九八五四	有限会社国建工業	齋藤 國晴	板橋区赤塚六丁目二十三番八号	同日
九八五五	日総設備株式会社	坂本 隆	中央区日本橋兜町十七ー一日本橋ロイヤルプラザ六〇八号	同日
九八五六	株式会社IGAR I	猪狩 光吉	世田谷区若林一丁目十八番一号	同日
九八五七	エーオーケー株式会社 並営業所	青木 学	杉並区今川三丁目二十二番十四号 コンドミニウム上井草四〇八号	同日
九八五八	佐藤工務所	佐藤 信一	北区神谷一丁目十七番十一号	同日
九八五九	安本設備	安本 康泰	北区西が丘一丁目三十番八ー二 一四号西が丘マンショ	同日

工業  
学園三丁目十二番二十九号

七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次

東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止について

水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第二十五条の

八〇六二	新堀建設	新堀 幸一	西多摩郡奥	同日
七五九八	株式会社ウエルシイ	宮田 栄二	品川区大崎一丁目十一番二号	同日
七四九	松本工業所	松本 サヌ	杉並区高円寺南一丁目三十番十四号	同日
八六	有限会社松永工務店	白井 仁	墨田区向島五丁目四十番十号	同日
四〇二七	有限会社仙南工業	久留 公明	練馬区北町七丁目七番十二ー一一号	同日
七八〇	佐藤工務所	佐藤 恭司	北区神谷一丁目十七番十一号	同日
七七〇五	株式会社Sofia	石川利恵子	文京区本郷五丁目五番十八号	同日
六五四六	有限会社新星配管工業	新井 敏雄	埼玉県所沢市東狭山ヶ丘一丁目二十三番地の十三	同日
二四二二	株式会社山内工業所	斎藤 隆	小平市鈴木町一丁目二百七十五番地二号	同日

のとおり事業の廃止の届出があった。

令和元年五月二十九日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

指定番号 商号 代表者 住所 廃止年月日

工業所

多摩町氷川  
千八百六番  
地二

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七  
号(代)

郵便番号  
113-0001

